

# 袖ヶ浦市行政手続における特定の個人を識別するための の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例の概要（パブリ ックコメント用資料）

## 1 条例制定の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）においては、社会保障、税又は防災に関する事務であって、番号法別表第1で規定された法定事務の処理についてのみ個人番号の利用が認められています。

また、これらの事務においては、番号法別表第2で規定された事務の範囲内で情報提供ネットワークシステム（1）を利用した他団体との特定個人情報（2）の連携が認められています。

これにより、番号法別表第1に規定された法定事務における各種手続の際に、他の法令で提出が義務付けられている書類（例えば、住民票、所得証明等）と同一の内容の情報を情報提供ネットワークシステムで照会できる場合は、当該書類の提出があったものとみなすことができ、住民の利便性の向上と行政事務の効率化が図られることとなります。

一方、地方公共団体においては、番号法別表第1に規定された法定事務以外にも、条例等による社会保障、税又は防災に関する独自の住民サービスが提供されており、番号法では、これらの事務についても条例を定めることにより、個人番号の利用を認めています。（番号法第9条第2項）

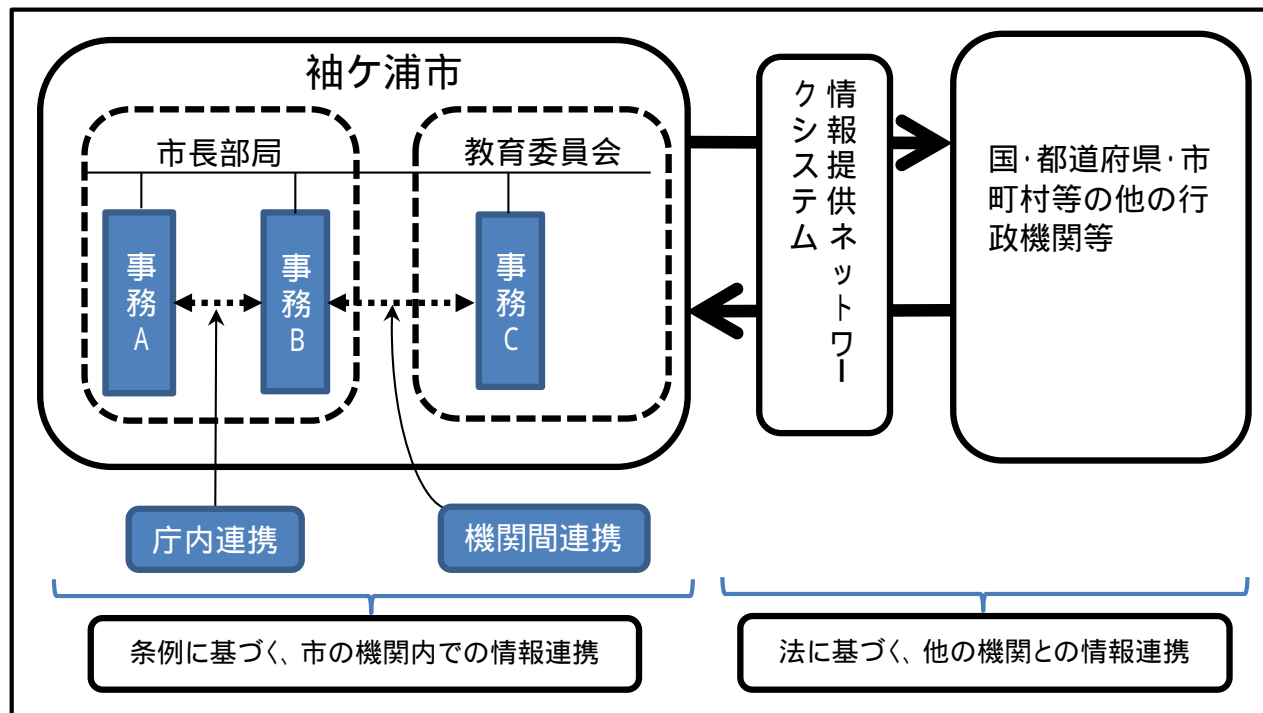
また、同一機関内あるいは同一地方公共団体内の他の機関間（例えば、市長部局と教育委員会の間）で特定個人情報の連携を行う場合には、条例を定める必要があります。（番号法第19条第9号）

これらのことから、本市においても個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を制定し、市民の利便性の向上と行政事務の効率化を図ろうとするものです。

- 1 情報提供ネットワークシステム：団体間での情報連携（照会・提供）を行うために総務大臣が設置・管理する全国ネットワークシステムのこと。
- 2 特定個人情報：12桁の個人番号を含む個人情報のこと。

（参考）

【庁内連携・機関間連携・他の機関との連携の概念図】



2 施行期日

番号法における個人番号の利用開始の日（平成28年1月1日）を規定します。ただし、添付すべき書面の省略に関する規定の施行日は、番号法の公布の日から4年を超えない範囲内において政令で定める日（平成29年7月を想定）とします。

3 他市等の状況

全国の全ての地方公共団体が、平成27年12月までに条例を制定する予定です。近隣市（木更津市、君津市、富津市）においては、いずれも9月議会又は11月・12月議会への上程を予定しています。

## 4 条例における基本的事項

### 第1条（趣旨）

条例制定の趣旨を規定します。

### 第2条（定義）

条例において用いる用語の定義を規定します。

### 第3条（市の責務）

個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施することを規定します。

### 第4条（個人番号の利用範囲）

番号法第9条第2項に基づき、個人番号を独自に利用することができる事務を規定します。

番号法別表第1に規定された法定事務以外の事務における個人番号の利用（独自利用事務）

同一機関内の複数の事務間での特定個人情報の利用（庁内連携）

また、他の条例等の規定により書面の提出を義務付けている場合において、「庁内連携」により当該書面と同一の内容の情報を照会できる場合は、当該書面の提出があったとみなすことを規定します。

### 第5条（特定個人情報の提供）

番号法第19条第9号に基づき、同一地方公共団体内の他の機関へ特定個人情報を提供することができる場合を規定します。（機関間連携）

また、他の条例等の規定により書面の提出を義務付けている場合において、「機関間連携」により当該書面と同一の内容の情報を照会できる場合（提供を受けることができる場合）は、当該書面の提出があったとみなすことを規定します。

### 第6条（委任）

条例の施行に関し必要な事項を規則で定めることを規定します。

## 附則

条例の施行日（平成28年1月1日）を規定します（添付すべき書面の省略に関する規定の施行日は平成29年7月を想定）。

### 別表第1

個人番号の独自利用を行う事務を規定します。

### 別表第2

「庁内連携」を行う事務及び特定個人情報を規定します。

### 別表第3

「機関間連携」を行う事務及び特定個人情報を規定します。

## 5 今後の予定

10月 1日 パブリックコメント手続実施（30日間）

～10月30日

11月27日 議会定例会に議案上程

12月 下旬 条例公布

平成28年

1月 1日 条例施行（一部 平成29年7月を想定）